

2015年10月21日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

扶桑町長 江戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書についての回答書について

見出しの件について、下記のとおり回答します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について【介護健康課】

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。  
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

第6期介護保険料については、基金残高約9,100万円の内8,500万円を取り崩す予定で算出し、負担軽減を図っております。また、保険料段階を10段階から、負担能力によりきめ細かく対応できるよう12段階に細分化しております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。また、利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めております。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】

法令、国の通知等により適切に運用していきます。資産の確認については手続き上必要な範囲で確認を行います。

(2)基盤整備について【介護健康課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

特別養護老人ホームの待機者の状況、近隣の入所系施設の整備状況などを踏まえ、事務を進めてまいりたいと考えております。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

中学校区毎の設置及び市町村直営は現在のところ考えておりません。

- ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

**【回答】**

総合事業を実施するにあたり、市町村で単価を設定するものについては、国のガイドライン、国が定める額を上限に、総合事業の内容、近隣の状況などを勘案し適切に設定したいと考えております。

- ④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

**【回答】**

平成27年度の介護報酬改定において、介護従事者処遇改善加算について、介護職員の資質向上、雇用管理の改善が一層促進されるよう加算が拡充されており、介護労働者の処遇改善等が適正に実施されるよう周知に努めてまいります。

**(3) 総合事業について【介護健康課】**

**① 総合事業移行にあたっての考え方**

- ★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

**【回答】**

介護予防訪問・介護予防通所介護については、現行サービスが必要な方には継続的に利用していただきます。期間を基準に一律でサービス内容を変更するのではなく、状態を十分に考慮したうえでのサービスの提供を考えてまいります。

- ★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

**【回答】**

緩和した基準によるサービスの必要性を考慮し、導入の有無を検討していきたいと考えております。

- ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

**【回答】**

サービスについては、押しつけではなく利用者及び家族などと十分に協議し、必要とされるサービスが提供できるよう考えてまいります。

- エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るといった基本方向を堅持してください。

**【回答】**

現行どおりの介護予防訪問サービス、介護予防通所介護サービスが必要な方については継続して同様なサービスの提供を行い、専門的な介護事業者でなくても対応できるサービスについては、多様なサービスの導入を研究するものであり、利用者にとって必要なサービスが提供できるよう、適切に総合事業を実施してまいりたいと考えております。

## ②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

### 【回答】

希望されるサービスの内容により要介護の認定が必要な方には、要介護認定申請を行っていただきます。希望のサービス内容が総合事業で対応が可能と思われる方については、基本チェックリストの活用も考慮し、慎重な対応をしてみたいと考えております。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

### 【回答】

ケアマネジメントについては、制度上居宅介護支援事業所への委託は可能で、検討していきたいと考えております。介護予防ケアマネジメント費は、予防給付の報酬単価以下の単価で町で定めることとなります。

## ③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

### 【回答】

町による財政支援は現在のところ予定はしておりません。上限額の範囲内で必要なサービスが提供できるよう研究し適切に総合事業を実施したいと考えております。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

### 【回答】

住民の「助け合い」活動の促進も含め、新たな枠組みのなかで適切にサービスを提供していくよう研究してまいります。

## (4)高齢者福祉施策等の充実について【介護健康課】

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

### 【回答】

介護保険の総合事業と重なる部分については、総合事業のなかで実施していきたいと考えております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

### 【回答】

80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しております。(80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もしております。)

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

**【回答】**

閉じこもり予防のために「宅老事業」の利用などへ繋ぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めております。また、地区主体で行われる「地区宅老」へは、社会福祉協議会の宅老担当者の一定期間の派遣、地区宅老の情報交換会の開催、講師を招聘した場合の年間1万円までの助成などを実施しております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

**【回答】**

高齢者の視点に立ち、安心して暮らすことのできる住環境や居住水準の向上は必要ですが、高齢者住宅を公営で整備することは、財政上困難です。持ち家の高齢者の方で介護認定者、二次予防事業対象者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり、住み慣れた住まいのなかで住環境が向上するよう対応に努めております。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

**【回答】**

配食サービスは、最大で月曜日から日曜日の週7回夕食の実施をしており、盆休み、年末年始も実施しております(※)。配達時には、高齢者の見守りのため声かけ等おこなっており、助成額は250円です。また、社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象にボランティアによる会食、給食サービスも実施しております。  
(※)事業者によって実施日が異なります。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**【回答】**

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費については、現在実施しておりません。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましても、研究してまいります。

**★(5) 障害者控除の認定について【介護健康課】**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**【回答】**

支援2、介護度1～3で一定の条件を満たす方を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5で一定の条件を満たす方を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけております。一定の条件は、主治医意見書、認定調査票から判断し、対象者を認定しております。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

**【回答】**

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

**2. 生活保護について【福祉児童課】**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づ**

いて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

違法な水際作戦は行っておりません。県のケースワーカーとともに適切に対応しております。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】

町は実施主体ではございませんので、本要望があったことを県に報告いたします。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

法に従い、適切な事務及び措置を講じております。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】

県のケースワーカーとともに町の担当者が連携して、丁寧に対応しております。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

警察官OBは雇用しておりません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

県とともに進めております。受給手続きは適切にいたしております。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】

お知らせ文書については、考えておりませんが、当事者の意に反した勧奨はいたしておりません。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養

のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

**【回答】**

お知らせ文書については、考えておりませんが、法に従い適切に事務を進めます。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

**【回答】**

法に従い適切に事務を進めます。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等【税務課】

①徴収は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

**【回答】**

町税の滞納者への徴収は他の納税者との公平性を確保するためにも必要なことであり、重要な課題であると認識しております。滞納額の大きいものや整理が困難と思われるものについては、愛知県地方税滞納整理機構へ引継ぎ滞納整理を進めております。また、職員の滞納整理機構への派遣は、徴収に関する知識や技術の向上を図る上でも意義は大きいと考えております。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**【回答】**

滞納整理にあたっては、国税徴収法に定められている差押禁止財産に対する差押えはしておりません。また、滞納者と面談をして可能な限り生活状況の把握に努めており、滞納処分の停止や減免等についても適正に行っております。

### 4. 国保の改善について【住民課】

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

**【回答】**

国の財政支援は、国保財政の安定化に向け、平成29年度までに更に拡大されると承知しております。保険料の引下げは、医療費の上昇が続き、厳しい状況です。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

**【回答】**

一般会計からの繰入は、平成15年度から一定額を繰り入れており、被保険者の減少に伴い一人当たりの補助額は増加しております。減免制度は、現行制度を継続して行きたいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による

減免を実施してください。

【回答】

18歳未満の子どもの保険税については、国の方でも議論されており、統一制度として決定されるのが適切と考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。  
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とらないようにしてください。

【回答】

現行制度を継続していきたいと考えております。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現行の減免基準を継続していきたいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書の発行はしていません。

18歳年度末までのお子さんについては、全員に保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付の制限はしていません。保険証の発行については、法令の基準に従い、適正に審査し処理いたします。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

納税相談後、納付計画に従って納付していただいている世帯には、正規の保険証を交付しております。短期保険証の有効期限は6カ月のものを発行しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

納税相談等の機会を有効に利用し、お話し合いを行い生活実態の把握に努めます。無保険者の調査は困難です。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内が

スター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、基準生活費の1.15倍以下の世帯を対象とした制度を設けており、現行基準を継続して行きたいと思っております。制度の案内は、窓口用チラシ、納税通知書に同封の案内文書の中に一部記載しております。

## 5. 福祉医療制度について【住民課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行制度の維持に努めて行きたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください

【回答】

平成25年1月診療分から、中学生の入院外まで拡大したところです。現行制度を維持していきたいと考えております。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

手帳1・2級の方は、全疾病拡大を実施しております。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】

福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減については、地方団体から要望され議論の俎上に上がっていると認識しており、実現を期待しております。一般会計繰入金は現状の金額を確保できるよう努めて行きたいと考えております。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答 福祉児童課】

今年度、遺児手当受給者生活支援一時金支給事業で、遺児1人当たり1万円のプレミアム商品券を配布いたしました。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答 学校教育課】

就学援助制度については、国の基準に準じております。  
扶桑町ホームページでも案内しております。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答 学校教育課】

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いしております。



給食費未納を理由により給食を提供しないことはしていません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答 福祉児童課】

保育を希望する児童には、適切に入園できるように手続きを進めてまいります。なお、認定子ども園、小規模保育、家庭的保育所は本町に存在しません。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答 福祉児童課・学校教育課】

カウンセラーなどの専門職は、設置いたしていません。いじめにつきましては、今年度、放課後児童クラブ支援員を対象に専門の臨床心理士を招き、研修会を予定いたしております。

扶桑町いじめ防止基本方針、扶桑町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定いたしました。条例により、扶桑町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、会議を開催いたしました。

また、小中学校には、スクールカウンセラーを配置しております。

- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答 福祉児童課】

現在のところは、検討いたしていません。

- ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答 介護健康課】

産前における妊婦健診14回については、平成21年4月より無料にて実施しております。

なお、産後健診事業につきましては、近隣市町の動向を踏まえ、研究していきたいと考えております。

## 7. 障害者・児施策の拡充について【福祉児童課】

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

障害者総合支援法に基づき、適切に利用できるように進めてまいります。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】

移動支援を通学及び通所に利用するのは困難と思われれます。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】

障害者総合支援法に基づき、適切に事務をいたしておりますので、課税世帯には応分のご負担をいただいております。

- ④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】

現在のところは、考えておりません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】

サービス更新時等で来庁の際、説明を行っております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】

法に従い適切な事務に努めます。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

基本的に、病院スタッフの仕事と考えておりますがケースバイケースで相談に応じております。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

基本相談につきましては、本町では2名の相談員で丁寧に行っております。職員配置につきましては、折に触れ国に要望することを考えております。なお、自治体の補助につきましては検討を致しておりません。

## 8. 予防接種について【介護健康課】

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

国の検討状況及び近隣市町の動向を踏まえ、研究していきたいと考えております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

現在、当町では、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種につきましては、76歳以上を対象に4,000円の助成を、また、うち生活保護世帯及び住民税非課税世帯については全額助成を実施しており、今後もこの制度を継続していきたいと考えております。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在、当町では、妊娠を希望する女性及びそのパートナーに対し、予防接種費用の2分の1(5,000円を上限)の助成を実施しており、今後もこの制度を継続していきたいと考えております。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望

書を提出してください。

## 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【回答 政策調整課】

平成29年4月から消費税率は10%になりますが、増税に関しては国が法に基づき適正に判断するものと考えております。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

【回答 住民課】

少子高齢社会の中において、公平な負担・給付で、安心して暮らせる年金制度を維持することが重要と考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答 介護健康課】

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護福祉従事者の処遇・人材育成・確保について、機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えております。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

【回答 住民課】

機会があれば、要望したいと考えております。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

【回答 住民課】

高齢者が安心して医療にかかれるよう、国において財源を確保していただけるよう機会があれば要望して行きたいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1)福祉医療制度について【住民課】

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

機会があれば、要望したいと考えております。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

機会があれば、要望したいと考えております。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

機会があれば、要望したいと考えております。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答 住民課】

国民健康保険事業費補助金については、昨年度町議会から、廃止を撤回し、拡充を求める意見書が愛知県に提出されております。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

【回答 介護健康課】

機会があれば、要望したいと考えております。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書【住民課】

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

【回答】

機会があれば要望してみたいと考えておりますが、当面は現在の国の予算による保険料の特例軽減(9割軽減等)制度の推移を見守りたいと考えております。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

【回答】

機会があれば要望してみたいと考えております。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

【回答】

町でご家族へご案内を送付しております。

以上